

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年1月19日

鳥取県琴浦大山警察署長 中嶋 信介

1 調達内容

- (1) 業務の名称及び数量 琴浦大山警察署昇降機設備保守業務 一式
- (2) 業務の仕様 入札説明書による。
- (3) 業務の期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- (4) 契約金額

契約に当たっては、入札書に記載された金額を契約金額とすることから、課税事業者にあつては消費税及び地方消費税を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を入札書に記載し、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が建物等の保守管理の昇降機設備管理（運転保守）に登録されている者であること。
- (3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。
- (5) 1の(3)の期間中において、本件業務の対象となる昇降機（以下「委託設備」という。）が設置されている施設とは別の場所（監視センター等）で、委託設備の故障情報及び稼働状態等を24時間監視する（以下「遠隔監視」という。）体制をとることができる者であること。
- (6) 令和2年4月1日以降に、委託設備と同一の製作会社によって製作された遠隔監視装置付乗用昇降機の保守点検業務（停止階床数3階以上のエレベーターであり、フルメンテナンス契約に限る。）を元請けとして完了した実績を有する者であること。
- (7) 本件業務の実施にあたり、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第4条の20第2項に規定する昇降機検査資格者（以下「技術者」という。）を配置できる者であること。
- (8) 技術者を主たる連絡場所から1時間30分以内に、委託設備が設置されている施設に到着させることができる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県琴浦大山警察署

4 入札手続等

- (1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先
〒689-2501 鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1919番地21
鳥取県琴浦大山警察署会計課
電 話 0858-49-8110
ファクシミリ 0858-49-8110
電子メール kotouradaisenkeisatsu_02@pref.tottori.lg.jp
- (2) 入札説明書の交付方法
ア 交付期間及び交付時間

令和8年1月19日（月）から令和8年2月3日（火）までの日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）に規定する鳥取県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

なお、交付を希望する者は、交付期間中に（1）の担当部局へ電話連絡を行うこと。

イ 交付場所

（1）に同じ

（4）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年2月13日（金）午後1時30分

イ 場所

鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1919番地21

鳥取県琴浦大山警察署3階会議室

（5）郵便等による入札

不可

5 入札参加者に要求される事項

（1）入札書は、1の調達内容（1）業務の名称及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び入札説明書に示す委託業務が履行可能であることを確認する書類を、4の（1）の場所に令和8年2月3日（火）午後5時までに持参又は郵送等により提出（ファクシミリ及び電子メールは不可とする）し、2の入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、郵便等による場合は、書留郵便もしくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限内に到着したものに限り受け付ける。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

入札保証金は免除する。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

（2）契約書作成の要否

要

（3）落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（4）手続における交渉の有無

無

（5）その他

詳細は、入札説明書による。